

文教厚生常任委員会会議録

[平成22年11月11日開催]

南あわじ市議会

文教厚生常任委員会会議録

日 時 平成22年11月11日
午前1時00分 開会
午前2時25分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（6名）

委 員 長	楠 和 廣
副 委 員 長	久 米 啓 右
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	蓮 池 洋 美
委 員	登 里 伸 一
委 員	小 島 一
議 長	川 上 命

欠席委員

なし

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	瀧 本 幸 男
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

説明のために出席した者の職・氏名

副 市 長	川 野 四 朗
教 育 長	塚 本 圭 右

健康福祉部長	郷	直也
教育部長	奥村	智司
教育部次長	岸上	敏之
健康福祉部保険課長	馬部	総一郎
教育委員会生涯学習 文化振興課長	橋本	浩嗣

II. 会議に付した事件

1. 人形会館について…………… 4
2. 灘診療所について…………… 19

III. 会議録

文教厚生常任委員会

平成22年11月11日（木）

（開会 午後 1時00分）

（閉会 午後 2時25分）

○楠 和廣委員長 教育委員さんとの懇談会では、委員の皆様方ご苦勞様でした。

そしたら午後の文教厚生常任委員会を次第に基づきまして進めてまいりたいと思いますので、協力よろしくお願ひいたします。

1番目の人形会館の現状についてを説明をしていただきたいと思います。報告。

教育部長。

○教育部長（奥村智司） 人形会館の進捗の状況でございますが、2月24日の入札が不落になりまして、議会の中でも答弁させてもらいましたように、先に許可関係を優先するというので、6月21日付けで建築確認許可、9月8日付けで県民局の占用許可をいただきまして、9月17日告示、10月27日入札というところで進んで参りましたが、10月27日の入札におきまして、不落というような結果になりました。

これを受けまして10月29日に入札審査会を開催していただきまして、協議していただきまして、その結果といたしまして、改めまして制限付き一般競争入札で建設工事総合評価点を1,112点以上というところに限定いたしまして、兵庫県内に本店、支店、営業所のあることを条件といたしまして、入札を実施するというところになりまして、11月1日に公告し、12月2日入札実施で今現在進んでおるところです。

それで制限付き一般競争入札の条件につきましては、兵庫県の建築工事の発注基準を参考として、決定させていただきましたが、それよりもより安全性を担保するというようなところで、1ランク上位において、基準を決定させていただいたというようなところでございます。

それで落札の場合には、12月議会に契約に関する議案を、12月の6日に上程させていただきたいということを考えております。

会館の完成時期ですが、当初は23年の春オープンを目指していたわけですが、約1年程度遅れまして、平成24年の春というようになるところになるかというように思っております。

以上でございます。

○楠 和廣委員長 ただ今、教育部長より人形会館の状況と今後の計画の見通しについて説明があったわけですが、質問のある方は。

蓮池委員。

○蓮池洋美委員 設計変更もあって、2度目の入札になったようですが、初回と2回目との応札があった金額と売りに出す金額の差をそれぞれ、改めて教えていただけませんか。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 以前の議会の答弁にさせていただいたんですが、不落でございまして、予定価格が公表されておりませんで、差というものを公の場で公表できないという状況になってございます。

○楠 和廣委員長 というお答えですが。

蓮池委員。

○蓮池洋美委員 いわゆる我々としては、できれば地元の業者で落札をしていただいて、仕事をしていただくということを主に考えておったんですが、なかなかそういう結果にならなかったということについての原因というのは、どのように思われていますか。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 原因というのも、これも我々はちょっと、分かりにくいのでございまして、我々といたしまして、適正な価格であるというようなことを独自に算定いたしまして、そういうふうなかたちで入札にかけております。

それで応札いただいた業者には業者の思いもあってのことでしょうけども、そのようなところで、結論といたしまして、はっきりとした原因というのは分かりませんが、我々としては適正な価格であると判断したうえでの入札執行というようなところでございます。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 市の今までのこういう物件に対して、2回も不落であったというふうな経緯は、他に見当たりますか。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 私はちょっと存じ上げておりません。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 そしたら、もう一つ、市内の業者の人に、仕事をしてもらうというような考え方というのは基本的にあるんですか、ないのですか。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） それはもちろん、市内、南あわじ市内の業者に仕事をしたいというような思いはもちろんございます。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 ということになると、例えば設計の単価が果たして、それが妥当であるのかどうかというふうな思いがするわけなんです。

極端な話をしたら、その設計の設計業者での出されている単価では、到底、地元の方が無理なので、役所は役所なりに金入りの設計の段階で、相場というのか、常識というのか、そういうような確認というのは誰がするんですか。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） これは我々が責任を持って確認させて頂いております。

それで我々の分からない部分につきましても、それぞれ県の人とか、経験のある、その

公務に携わっているような方にも教えて頂きながら、適正な価格であるというようなところで判断させていただいておるようなところでございます。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 私らのとこへ聞こえてくるのについては、半端な差でないと。それから設計の段階においてかなり違いがあるというような話を聞きます。

そんだけ違うような単価を最終、売りに出す担当部としてどこまでほんまに中身について精査されてるんやろかなという、疑問視をする声も聞くわけなんです。

例えば、市の職員の中でそんだけ明るい人がおらんとしたら、どこかまた違う機関でそれを精査して、見てもろうて洗い直しをすとか、あるいはその単価を設定すとかいうふうなことは当然されるべきやなというふうに聞くわけなんです、例えば同業の設計の方というんですか、そういうふうな機関で、淡路で売る建物としては設計単価はどのやろというふうなことの調査なり、あるいは打診なりされたことはあるんですか。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 先ほどもチラッと説明させていただきましたように、県の詳しい方にお聞きすとか、そういうふうな独自のルートといいますか、人脈みたいなものを探りながら、独自にそういうふうなところで価格の調査のようなものについてはいたしております。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 そういうことでいくなれば、こんだけの差が出るはずがないというふうに思うんですが、これが仮に地元の業者以外で落札をされたことになりますと、いかに地元の業者っていうのが応札する設計単価が常に高いのかなという、逆にそういう思いもします。できれば設計業者を替えてでも地元の業者の方が落札できるような設計単価になるような状態にしてほしかったなというふうな声も聞きます。

そういうふうな思いから、例えば工法について、思い違いがあったりして後で例えば、落札をされて、実はこの部分については追加契約をしてほしいというふうな形になる恐

れはありませんか。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 小さなところでの変更はある、可能性があると思うんですが、大きなところでの追加どうのこのところはないと思っております。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 それがもし仮にあったとしても、それに対応できるような状況ではないということですか。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） これにつきましても、あくまでも議会等で議決いただいた予算というようなものがございますので、その範囲の中でのことでありますので、大きな変更というのはないというふうに思っております。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 何点かお聞きしたいんですが、まず最初にこれ、大鳴門橋記念館からの退去の期限はいつになっておるんですか。

○楠 和廣委員長 教育部次長。

○教育部次長（岸上敏之） まずこのことにつきましては、この計画ができたときから「淡路人形浄瑠璃館跡地利用検討委員会」を南あわじ市側からは産業振興部、それと教育委員会、さらに「うずのくに」、申し訳ございません、市からは市長公室。そのメンバーで幾回も。回数は、ちょっとすみません、記憶してないんですが8回くらいでしたか。そこで縷々協議をしていただいております。まだ協議をしております。

それで今現在、来年、当初の予定、途中1回不落というようなことがありまして、来年

の秋から冬にかけてそこを空けるといったような協議が、今年の5月の時点で、来年の秋冬、そのころに出て行くと、引っ越しをするというような話し合いができております。

それでその後、先般も検討委員会があるなかで、10月27日不落になったものですから、今度は次期の入札の結果を見て、改めて協議をさせていただくなかで、担当部としましては、限りなく竣工、オープンが遅れますので、跡地利用の進み具合もあるんですが、なるべくそれよりも引っ越しを遅らせてやっていただくような協議をお願いしたいというようなところを申し上げたところでございます。

従いまして、現在は来年の秋から冬なんですが、再来年の春ぐらいいまでというようなお願いをしていくのが現状でございます。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 これはお願いしておるんであって、原則的には来年の秋から冬。協議に応じていただけない場合とか、協議してもだめであるというふうに言われたときにはそうせざるを得んわけですわな。

○楠 和廣委員長 教育部次長。

○教育部次長（岸上敏之） さようでございます。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 その場合に結局、人形座をどうするのかというふうな問題がまず生じてくると思います。当然、人件費は休んでおっても掛かってくるし、公演、ドサ回りまわるんかどうかいふうなこともあると思うんですけど、そのへんのことまで考えておられますか。

○楠 和廣委員長 教育部次長。

○教育部次長（岸上敏之） 今委員おっしゃられたように、場所がなくなった場合はまず、道具類を仮に置く場所から始まって、その間の活動につきましては、今現在はその

人形座以外では補助事業によるんですが、各地域をまわっておることもやっております。ただそれはすべてを賄うことができませんので、そういうことにも取り組みながら、あるいは特別な公演をすることも考えながら取り組まざるを得んのかなというようなことは人形協会、人形座の中では話し合いは決定まで行ってませんが、当然話題にはなっておるところでございます。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 財政的な裏づけはあるんですか。

○楠 和廣委員長 教育部次長。

○教育部次長（岸上敏之） 人形座以外ですることにつきましては、当然、お芝居を観ていただくのは有料でありますので、チケット販売をして、あるいは国の事業が来年度、再来年度と続くことを期待しての憶測での今、協議でございます。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 限りなく頼りない答弁なんですけども、当然、毎日続いて公演があるとは考えられませんし、ない日でもやはり経費は要っていくというふうな部分で、それに対応する部分はどうするのかということをごきちんとしておかなければいけないんでないかなというふうに思います。

それから、今回これ、昨日締め切ったと思うんですが、何社の応札がありましたっけ。

○楠 和廣委員長 教育部次長。

○教育部次長（岸上敏之） 我々は担当部の方からお聞きしておるのは、入札が可能であると。複数社が来ておるので可能であるというようなことは聞いております。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 先日、図面、設計図書をちょっと見せていただいたんですが、その件で若干、お聞きしたい。

僕、以前に県産木材の工事の部分だけが別途工事であるっていうふうな確認を取らしていただいたと思いますが、間違いございませんか。

○楠 和廣委員長 教育部次長。

○教育部次長（岸上敏之） そのとおりでございます。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 このあいだ見たなかでですね、例えば、電話の配管配線の設備、インターホン、テレビ、空調設備は取りやめ。で、警備保障工事は空配管のみ。空調についても2階の事務室、3階の楽屋、文化財倉庫、それから客席の壇上の通路とか控室、それから客室の天井等のエアコンは取りやめになっておりました。内訳とか図面に描いてございました。

これはやめるんですか、それともあとで入れるんですか。

○楠 和廣委員長 教育部次長。

○教育部次長（岸上敏之） まず、オープンに際しまして必要最小限の設備をもって今回、臨んでおるところでございまして、今おっしゃられた、あとの抜けておる設備につきましては、その後という考え方で現在おります。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 のちやけど、いつの後ですか。例えば事務所や楽屋、これオープンの際に夏場、冬場、エアコンなしでいけますか。

○楠 和廣委員長 教育部次長。

○教育部次長（岸上敏之） 現在はそれでいくという考えであります。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 のちというのはいつごろの予定ですか。

○楠 和廣委員長 教育部次長。

○教育部次長（岸上敏之） 財団法人淡路人形協会が公益法人の法律の改定によりまして、5年以内に公益財団法人に移行していくということで、今年度を目標にその申請事務の、今準備をしております。申請の事務でございます。

それで、1年以内にはその許可が下りるだろうという目標設定しておるわけですが、従いまして、会館オープンのところには公益財団法人として新たな組織ができるわけでございます。

これにはふるさと納税ほどの有利な優遇はないんですけれども、単なる一般寄付よりも有利な税の優遇措置がございます。例えば、今考えておるのは財団法人淡路人形協会が独自でそういう協賛金を募るという考え方もございまして、そういったものを即財源にいたしまして、先ほど委員おっしゃられましたオープンのときに不足しておる設備のことについてはそんな対応を考えていく。今の段階ではそういったところでございます。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 電話とか、インターホン、テレビなんかも、当面なしですか。

○楠 和廣委員長 教育部次長。

○教育部次長（岸上敏之） そういうことになっています。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 別途工事について、あとで追加工事として発注して増工とするという

ふうなことは考えておりますか。

○楠 和廣委員長 教育部次長。

○教育部次長（岸上敏之） 今現在、財源が確保できておりませんので、先ほど申し上げたような手立てしか、今は考えておりません。

○楠 和廣委員長 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時25分）

（再開 午後 1時28分）

○楠 和廣委員長 再開します。

小島委員。

○小島 一委員 これは工事については、もう当面の間はしないというふうに理解してよろしいか。

○楠 和廣委員長 教育部次長。

○教育部次長（岸上敏之） 財団法人淡路人形協会が公益財団法人に移行することなんですけど、そのへんの申請手続きが目標よりも早くなって、スムーズに仮にいくとすれば、並行して人形協会が独自で必要最小限の設備以外の、これはぜひともないとオープンに際してできないのやというようなところについては、間に合えば取り組んでいくような流れにもなろうかと考えるところでございます。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 どう言っているかよくわからんけどな、ちょっと視点変えて、瓦材をどこに使っておるんでしょう、これは。

○楠 和廣委員長 教育部次長。

○教育部次長（岸上敏之） 抽象的なご返答になろうかと思うんですが、当然、屋上の屋根材、あるいはいわゆる瓦の新製品による床であったり、壁であったり、装飾関係であったり、そういうところに使用するようになってくると思われま

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 最初、外壁に使う言よったぞの。新製品を外壁に使うって言ったよね、説明では。

○楠 和廣委員長 教育部次長。

○教育部次長（岸上敏之） 現時点では外壁には使用しないということになってござい

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 理由は何ですか。

○楠 和廣委員長 教育部次長。

○教育部次長（岸上敏之） まず、財源も一つかなというように考えるところでござい

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 財源言うて、当初からおおかた倍近い部分でまだ収まらない。本来必要な設備まで当面はいらんということではずして、県産木材の分5千万ほどと足したら、ぱっと見た感じで7～8千万ぐらいを削減せな入札に出せないというふうな感じが個人

的にはしております。

今度これが、12月2日に入札をしたとして、これが落札できなかった場合の処置はどのように考えておられるのかお聞きします。

○楠 和廣委員長 教育部次長。

○教育部次長（岸上敏之） 私の段階では今、その明快な考えはございません。ただただ、スムーズに行くのを願っておるところでございます。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 考えがないって、考えておかなあかんのとちがうかなと思うんですけど、どうですか。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） これにつきましては入札審査会というような機関もございます。そこへ相談かけて、そこでの決定を待ってからというような形になるかと思えます。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 3回やって落ちないというのはやはり、設計サイドに問題があるというふうに理解します。

本来であれば当然、解約すべきであって、また一から出直すべきというふうにも考えるんですけども、どうですか。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） これにつきましても先ほども、次長答弁させていただきましたが、入札審査会というような、そういうふうなことを審査決定していただくような機

関もございますので、そこで協議していただきまして、その答えを待とうかと、このように考えておるところでございます。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 　　ここら、市が責任とるんか、設計者が責任をとるんか、さらに4回目、5回目と入札を繰り返していくんか、当然遅れれば遅れるほど、オープンも遅れるというふうになってこようかと思えますし、そのへんきちんと、もっと現実見たうえで入札審査会の答申を待つまでもなく、ある程度そういうことを考えに入れておかんとあかんのちがうかなと思うんですよ。

それでないとは単面的には妥当かもしれませんが、当然、架設工事とか、周辺の工事でひょっとしたら抜けてるかもしれない。あのあそこら、低地帯ですので、穴掘ったら水が出てくる。その水止め工事もどういうふうなやり方でやるんかも明記されていない。当然、シートファイル、レバー、また何千万もかかるわけですよ。ですからそういうふうな部分も業者としたら、掘って水出てって崩れたわって、それでは済まんわけで、当然見積りする際にはそういう部分の安全を見込んだうえで金額入れるわけですよ。ただ水を掘り方して山止めせえと書いてあるだけで、どういうふうなやり方をせえと書いてない。あとは業者にお任せしますと。業者が適宜判断せよというふうな質問書の答弁であったように思います。

それはやはり業者としたらそんな危ない橋は渡らない。必ずね。当然埋め立てたところですよ、海岸地でありますので、2メートル掘ったら必ず水出ますよ。

だからそういうふうなことを考えれば、当然設計に入れておくべきところが入っていない。金額を落とすためかどうか知りませんが、悪い言い方したら、最初からそういうのわかっておって抜いて値段下げたんかなというふうな感じさえするわけでございます。

ですからそのへんある程度きちんと担当部課として対応策も考えながら入札審査会に判断を仰いだうえで、きちんと早急に対応できるような体制をとっておく必要があると思うんですけども、再度ご答弁をお願いします。

○楠 和廣委員長 　　教育部次長。

○教育部長（岸上敏之） 充分そこを検討、協議させていただいて進みたいと思います。

○楠 和廣委員長 他に。

登里委員。

○登里伸一委員 お二人で大分言い尽くして、出ておるんですけども、やはり再度。

例えば、今おっしゃったように水が出てくるのは確実ですから、工法等を計算に入れてないということになってきますと、あとで増し工事を出していくようなことにするのか、まずそれをお聞きしたいと思います。

○楠 和廣委員長 どなたが答弁するんですか。

教育部次長。

○教育部次長（岸上敏之） そういった状態が起きたときにまず、当然はじめからわかっておることなんですが、限られた予算の中ですので、それは進めないと次に進めないということでもありますから、その折には財源確保のために協議をして、関係するところをお願いをし、進めて行くしかないのかなというように考えるところでございます。

○楠 和廣委員長 登里委員。

○登里伸一委員 掘ってみないとわからんというのは、何とも頼りない設計でないかなと思うんですね。それで我々心配するのは、大きな県内の業者が入ってきて、これはこないせなあかん、あないせなあかんと、どんどんどんどん工法や入れ方で注文出してくると思うんですね。それに応じていきよったら、結局、島内の、市内の業者がするのと同じになってくだろうと考えるわけです。

そのへんをどんなように考えてるかというのを今お聞きしておるんですが。予算がないので、あるのに合わせていったというようなやり方はちょっと無茶じゃないかと考えます。これについてはどうでしょうか。

○楠 和廣委員長 教育部次長。

○教育部次長（岸上敏之）　　ちょっとことば足らずだったと思うんですが、現場がこうなったからその工事を増工するというのではなくて、あくまでも元の設計を中心に、ただ不測の事態が発生したときに、そういうふうなことに取り組むという意味のことであって、ただ、今言えるのは、余裕のある財源が今現在ございませんので、そのときには、その部分でまず協議がなされないと、それで了解を得ないと次に進めないという意味のことを申し上げましたので、そのへんはよろしくご理解いただけたらなというように思います。

○楠　和廣委員長　　登里委員。

○登里伸一委員　　結局そういうことのないようにボーリングをして下を調べたということなんですが、そういう今の話ですと、何のためにやっておるか、設計するためにボーリングして地盤を調べておるんですから、そういうのをきちっと設計にはめて工法を安全にやっていくという、設計にはめてこそ設計組んでもらうのがもともとのことであって、それをしないで金額合わせていくっていう方法はちょっと考えられない。

それに地元業者がそういうふうに質問書を出してくるというのはなんでかというのは確かに不審に思うのは当たり前でありますので、再検討願いたいなと思う次第です。

終わります。

○楠　和廣委員長　　答弁は。答弁ありませんか。

暫時休憩いたします。

（休憩　午後　１時４０分）

（再開　午後　１時５５分）

○楠　和廣委員長　　再開します。

教育部次長。

○教育部次長（岸上敏之）　　先ほど来の質問のなかで私もちょっと不適切な答弁もしました。申し訳ございませんでした。

現在、年度またいで調査設計、それから実施設計と取り組んでおるなかで、特に福良の地域は埋立地でございますので、今現在調査したなか、あるいは津波防災ステーションもございますので、兵庫県のほうからそのボーリングの資料もいただいたなかで実施設計を組んでございます。従いまして、その実施設計に基づいた今回、入札で進めていくという考え方で担当部としてはおりますので、どうかよろしく願いをしたいと思います。

○楠 和廣委員長 よろしいでしょうか。

 ございませんか。

 充分質疑をし尽くしたんですが、このへんで人形会館の現状、見通し、また今後についての質疑を終わりたいと思います。

 どうもご苦勞さんでした。

 10分休憩します。

 (休憩 午後 1時56分)

 (再開 午後 2時 5分)

○楠 和廣委員長 それでは委員会次第2番目の「灘診療所について」を議題といたします。健康福祉部長より説明がございましたので。

 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） 灘診療所についての今後の取り扱いについて、報告を申し上げたいと思います。

 今現在、南あわじ市では休日診療所を除いて4つの診療所がございます。そのうち、阿那賀、伊加利、沼島。この3つの診療所につきましては「国保診療所」という取り扱いで国保の特別会計において会計処理を行っております。

 ただ、灘診療所だけは「南あわじ市立診療所」という取り扱いで、現在、一般会計のほうにおいて会計事務を行っているというふうな状況でございます。

 この灘診療所につきまして、数カ月前から、これを何とか国保診療所のほうに移行できないかというふうなかたちで担当課のほうで担当の県のほうの窓口であったり、いろん

なとこにいろいろ協議をさせていただいて、その協議をした結果が出てきました。

それを基に担当部のほうで協議をしまして、さらに執行部のほうと協議をしまして、何とか来年度を目途に灘の市立診療所を国保診療所のほうに移行しようというふうな方針が出ましたので、その事務手続きについて入る前に、この文教厚生常任委員会の委員の皆様方にご報告し、ご了解を得たいなというふうなことで、本日このような時間を取らせていただいた次第でございます。

診療内容につきましては、まず移行が可能なのかわかってというのがまず第一番目でございます。

次に移行するためにはどういうふうな事務手続きが必要なのかというふうなことがございます。

それと3つ目は移行した場合のメリット、デメリットがどんなものがあるのかと、いうふうなことについて担当課のほうでいろいろと調べていただいております。

皆様方のお手元に、今日2枚物の「市立灘診療所を国保直営診療所に移行させることについて」というふうな2枚物の資料を配布させていただいておりますので、これに基づきまして今から担当課長のほうからご説明させていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○楠 和廣委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） 失礼いたします。

今、部長のほうから概要のほうをお話をいただきましたけれども、具体的に今日、お話をさせていただきます。

市立の灘診療所を国保の直営診療所に移行させることについてということで、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、お手元の資料をめくっていただきまして、1ページ目でございますが「国保直営診療所とは」ということをいちばん最初に書かせていただいております。

かいつまんで申しますと、国民健康保険法というのがございますが、そのなかに規定されておるものに基づきまして、国保の直営診療所というのを開設しているというものでございます。

市立の診療所につきましては医療法に基づいて設置をされておるものということでございます。

移行の理由でございますが、先ほども部長のほうからもお話がございましたが、まず1点目、会計処理の明確化でございます。先ほどもお話がありましたとおりですが、灘の診療所は昭和55年4月1日に開設をいたしておりますが、これを国保の直営診療所に移行させることによりまして、すべての診療所について同じ国保の特別会計直営診療所勘定において会計処理をすることができることとなります。診療施設全体の会計収支がわかりやすくなるということが1点目でございます。

それから2点目ですが、診療所運営と財源ということで、そのなかのまず1点目ですが、赤字等の補填ということがございます。現在南あわじ市の診療所はほとんど赤字ではございますが、灘の診療所は市立の診療所ということで赤字になった場合につきましては医療施設運営費等補助金、基準額の2/3をいただけるものですが、こういうものがあるんですが、実際の人件費等運営経費よりも基準額が非常に低いため、現状では対象に仮になったとしても数十万円程度しか補助金はいただけないと。おそらく21年以前ぐらいであればほとんど対象にならなかったと思われまます。

過去の10年間を調べてみましたところ、旧の南淡町におきまして平成15年度に約160万だけ、1回だけ補助金をもらっているという経緯がございます。

それから市立の診療所であればそういった状態なんですが、国保の診療所、これはあくまでへき地診療所に限ったものでございますが、国保診療所の場合については国の特別調整交付金で一定額、これは基準額の1/2または2/3というふうな規定になっておるんですが、それが交付をされると。国の特別調整交付金については、囲ってある中に書いてありますが、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第6条というものに基づいて交付をされるようになっております。

めくっていただきまして、今申し上げました特別調整交付金の基準額のその2/3と1/2は、どういふふうに分かれているのかということに記載をしております。

まず2/3をいただこうと思うと、「へき地1種」というところに該当する必要がございます。現在、伊加利がその1種に該当しております。これについては1番、2番とありますが、その下に特定地域というのを記載しております。過疎地域ですとか、離島振興対策実施地域、それから振興山村地域というのがその特定地域という取り扱いになるんですが、それをふまえていただきまして、①ですけれども、今言いました、特定地域内に所在する施設であって、その施設から通常の交通機関を利用して30分以内に到達することができる区域内に他の診療施設がないというのがその条件になっております。

もうひとつ、特定地域以外に所在する施設であっても、30分のその区域内に他の医療

機関がなく、なおかつ、その施設を中心として概ね半径4 km以内に他の医療機関がないと。そういう場合については2/3の交付がされるというようなことになっております。

1/2につきましては、「へき地2種」というものに該当する必要があるんですが、現在沼島とか阿那賀がこの2種という対象になっております。これについては2/3に該当しない施設であって、4 kmの区域内に他の医療機関のないものというようなことになっております。

その下に灘診療所のことを記載しております。赤い字で記載しておるものですが、灘診療所の場合は離島振興地域でありますので、特定地域内になるんですけども、30分以内に沼島診療所がございます。そういったことで、沼島診療所もこの1/2の条件になっているんですが、これと同様の適用となる見込みということでございます。

参考にその下に国の特別調整交付金の実績を記載をしております。収支については暦年勘定になっておりますので、年度とは若干異なるんですが、伊加利の診療所については2/3をいただいておりますが、平成21年度では142万円。赤字額が359万7千円。20年度については151万2千円。赤字額は349万3千円というようなことになっております。計算式はその下に記載をしておりますので、ご覧おきいただきたいと思っております。

それから沼島の診療所については平成21年度で597万5千円。赤字額は2,839万7千円。20年度については471万5千円。赤字額が2,164万7千円というようなことになっておりまして、その計算についてはその下に式を書いておりますので、ご覧おきいただきたいと思っております。

これを灘診療所に当てはめましたものを青字で記載をしております。平成20年、21年度の決算で見ますと、1,700万～1,800万程度の赤字が生じております。これを年度での計算ですので、暦年で1月～12月までの計算をしますと、若干異なってくると思いますけれども、このぐらいの赤字があって現在の概ねの診療日数で計算しますと、だいたい450万程度の交付があるのかなというようなことで記載をさせていただいております。

ちなみにこれから国保の診療所になったとしてもこの特別調整交付金については暦年の申請ということになりますので、仮に23年の4月から国保の診療所が変わったとしてもこの特別調整交付金をいただけるのは24年度からということになるかと思っております。

それから、財源の関係でもう1点ですが、補助金・起債等については概ね同等ということとです。

市立の診療所だけを対象とした補助金もなかにはございますが、これまで実績があるような施設の整備や医療機器等の設備整備に係る補助金ですとか、起債の関係についてはほとんど同じでございます。そのうえに国保のへき地診療所につきましては施設整備、設備整備に係る国の特別調整交付金、基準額の1/3になっておりますけども、それを選択すること、補助金とこれとを併用することはできませんが、有利なほうを選択することができるというような内容になっております。

それから次のページですけども、3点目に県内での移行実績があるということでございます。21年の4月ですけれども、篠山市の今田診療所が県との協議等の結果、普通診療所からへき地の診療所へ、それからそのときに併せて市立の診療所から国保直営の診療所に移行した実績がございます。

こういった理由でもって私どもといたしましては23年の4月1日を目標に移行の手続きにこれから入っていきたいというふうに考えております。

今後の移行手順といたしましては、まず1番目に協議書の提出と承認ということで県庁の医療保険課というところが国保診療所の担当課になっておりますが、そこに協議書を提出して承認を得るということでございます。

それから2番目ですが、厚生労働省と県のほうに一般会計補助金等に係る財産処分の報告書を提出をいたします。1つは昭和54年度に灘の診療所の建物が建築されておるんですけれども、そのときにへき地診療所施設設備整備費補助金というのを944万円いただいております。それから2番目に医療機器、平成20年度にエコーを購入いたしております。それについても補助金を299万2千円いただいておりますので、補助金をもらったということで、これがどこかへ有料で譲渡するとかいうことになりますと、こういう報告書だけではなしに、きちんとした申請をして承認を得る必要があるんですが、これについては、いちおう市から市というようなことでございますので、報告だけでいいというふうに話を聞いておりますので、その報告書を提出をするということにいたしております。

それから3番、4番は同じ時期になりますけれども、この今の移行手続きがスムーズに進みますと、平成23年度の当初予算で一般会計においております灘診療所費を国保の特別会計直営診療所勘定のほうへ移行をさせる。それから併せまして、南あわじ市灘診療所条例というのが今ございますが、これを廃止をいたしまして、南あわじ市国民健康保険診療所条例に灘診療所を加えるという改正をさせていただきたいことを思っております。

それからあと、5番目ですが、各種変更の届出ということで、近畿厚生局ですとか、社会保険庁、それから県民局長、洲本健康福祉事務所ですとか、国保連合会。これらに変更の届けを出す必要があるということでございます。

これだけではなしに、今後、話を進めていくなかで違う申請とか届出が必要になることもあるかも知れませんが、概ねはこれらを踏まえていくとスムーズにいけば23年の4月には移行できるのではないかなということ、今後、条例改正等でまたご審議いただくこととなりますけれども、どうかその点について、どうぞご理解のほどよろしくお願いたしたいと思っております。

以上でございます。

○楠 和廣委員長 ただ今、保険課長より市立灘診療所を国保直営診療所に移行させることについての説明があったわけですが、この説明の中で何かご質疑があれば。

ございませんか。

別段質疑がないようでございますので、これで今日の午後の常任委員会次第の「灘診療所について」の議題を終了したいと思います。

どうもご苦労さんでした。

終わりに久米副委員長より。

○久米啓右副委員長 本日は午前中は教育委員さんとの懇談会。また午後は人形会館という南あわじ市の文化芸能の、何ていいますか、目玉といいますか、そういう活動の基地となる人形会館のことについてのご審議いただきました。

また今回は灘診療所の移行ということで、メリットも大きいようございます。また3月上程いただいたときには、その審査ということもございます。

委員の皆様には本日一日ご苦労様でした。また、執行部の方もご苦労様でした。

本日これで終わります。

(閉会 午後 2時25分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成22年11月11日

南あわじ市議会文教厚生常任委員会

委員長 楠 和 廣